

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認三重地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	12 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	9 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月から48年3月まで

昭和50年12月にA会への登録の準備をしていたところ、国民年金保険料に未納があると登録ができないと聞き、父親が私の未納期間の保険料をまとめて納付してくれた。申立期間の国民年金保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年5月に払い出されていることから、申立人の国民年金加入手続はその頃行われたものと考えられるところ、申立人に係る国民年金被保険者台帳及び市の国民年金被保険者名簿から、申立人は、同年8月に、48年4月から49年3月までの国民年金保険料を過年度納付により、50年12月に、44年3月から47年6月までの保険料を第2回特例納付により、それぞれ遡及納付していることが確認でき、いずれの時点であっても、過年度納付又は特例納付により、申立期間の保険料についても納付することが可能であり、申立期間後の納付状況などを勘案すると、あえて申立期間について保険料を納付しなかったとは考え難い。

また、申立期間は9か月と短期である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料を全て納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は23年6月1日であると認められることから、申立期間の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額を昭和19年10月から20年2月までは60円、同年3月から同年6月までは70円、同年7月から21年3月までは90円、同年4月から同年6月までは300円、同年7月から同年12月までは510円、22年1月から23年5月までは600円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から23年6月1日まで

私は、申立期間についてA社に勤務していた。年金事務所の回答では、当該期間の厚生年金保険被保険者記録が確認できないとのことであるので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社人事部長及び社内寮自治委員長連名の表彰状及び同僚の供述から、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人の厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人の同社における資格取得日は昭和19年10月1日と記録されていることが確認できる。

しかしながら、当該被保険者名簿及び台帳のいずれの記録においても、申立人のA社における資格喪失日欄は空欄となっており、社会保険事務所(当時)における申立人に係る厚生年金保険記録の管理は十分には行われていなかったことがうかがえる。

一方、申立人は昭和19年から転職する23年まで勤務していたと主張しているが、B社は申立人に関する資料が一切無く不明と回答しており、申立人

のA社における資格喪失日は、関係資料等から特定することはできない。しかし、当該被保険者名簿及び台帳のいずれの記録においても、申立人の標準報酬月額の変更記録が昭和 22 年 6 月まで記録されている上、23 年 8 月からの書き替え後の被保険者名簿には申立人の氏名は記載されていないこと、申立人の所持している表彰状が 22 年 12 月 24 日付けであること、及び申立人の所持している次の就職先の採用通知書が 23 年 6 月 1 日付けであることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和 19 年 10 月 1 日、資格喪失日は 23 年 6 月 1 日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額は、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳の記録から、昭和 19 年 10 月から 20 年 2 月までは 60 円、同年 3 月から同年 6 月までは 70 円、同年 7 月から 21 年 3 月までは 90 円、同年 4 月から同年 6 月までは 300 円、同年 7 月から同年 12 月までは 510 円、22 年 1 月から 23 年 5 月までは 600 円とすることが妥当である。

三重厚生年金 事案 1454

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和45年2月1日とし、申立期間①の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②に係る標準報酬月額の記録を6万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間②の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和45年1月31日から同年2月1日まで
② 昭和45年2月から同年9月まで

私は、昭和33年2月に高等学校を卒業後、A社に入社し、平成18年6月に退社するまで継続して勤務していた。しかし、申立期間①について1か月の空白期間があるので、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。また、申立期間②について、ねんきん特別便で確認した厚生年金保険料額より実際に控除されていた厚生年金保険料額が高額となっているため、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された昭和45年度分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳、陳述書及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和45年2月1日に同社B工場から同社本社に異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、昭和45年度分所得税源泉徴

収簿兼賃金台帳の保険料控除額から、6万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る当該期間の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②について、A社から提出された昭和45年度分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳から、申立人が主張するとおり、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額であることが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立期間②の標準報酬月額については、昭和45年度分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳の保険料控除額から、6万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の報酬月額の届出誤りを認めており、また、事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書の内容がオンライン記録と一致していることから、社会保険事務所の記録どおりの届出がなされ、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間②に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和58年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年10月30日から同年11月1日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間後、B社に転籍したが、グループ会社間の転籍であり、継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社より提出された人事記録、同社からの回答及び異動前の勤務先であるA社の同僚の証言から判断すると、申立人が、A社に継続して勤務し（昭和58年11月1日に同社C営業所からB社D営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和58年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載に誤りがあったと思われるとしている上、事業主が資格喪失日を昭和58年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年10月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係るA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和20年9月1日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、20円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年5月15日から同年8月15日まで
② 昭和20年9月1日から同年12月13日まで
③ 昭和29年8月1日から30年10月1日まで

申立期間①について、A社には終戦まで勤務していたにもかかわらず、資格喪失日が昭和20年5月15日となっている。

申立期間②について、B社には、終戦後の昭和20年9月1日から勤務していたにもかかわらず、資格取得日が同年12月13日となっている。

申立期間③について、C社には昭和29年8月1日から勤務していたにもかかわらず、資格取得日が30年10月1日となっている。

申立期間①から③までについて、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和18年4月から終戦までA社において勤務し、その間、厚生年金保険（当時の名称は労働者年金保険）に加入していたとしているが、社会保険事務所（当時）の記録では、20年5月15日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したものとされている。

しかしながら、申立人のA社への入社から退社するまでの間の勤務状況などの説明は具体性があり、文献の内容とも一致していることから判断すると、申立人は、申立期間①において同社に継続して勤務していたことを認めることができる。また、同社における当時の総務、給与担当者の厚生年金保険加入に係る供述並びに同社社史の厚生年金保険加入及び保険料負担に係る記述

から判断すると、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと推認できる。

ところで、オンライン記録では、申立人は、昭和18年4月1日に被保険者資格を取得し、20年5月15日に被保険者資格を喪失した記録となっている。しかしながら、A社の被保険者名簿については、戦災によりすべて焼失し、現存する被保険者名簿は、21年当時、在職していた者を対象に復元されたものであることが確認でき、当該被保険者名簿には、申立人の被保険者記録は無い。また、申立人の年金番号に係る被保険者台帳には、18年4月1日に被保険者資格を取得し、オンライン記録と同じ20年5月15日に被保険者資格を喪失した記録となっている。一方、当該被保険者台帳の記録は、被保険者名簿が焼失したことにより資格喪失日が確認できないことから、焼失のきっかけと推認された空襲（20年5月14日）の翌日の20年5月15日を資格喪失日に設定したものであることが推認できる。そうすると、オンライン記録上の資格喪失日は、事実には則したものと認められない。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の事実には則した喪失日の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間①に継続勤務した事実及び事業主による保険料の控除の事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、終戦まで勤務していた他の被保険者の資格喪失日が昭和20年9月1日とされていることから、同日とすることが妥当であると判断する。

また、申立期間①の標準報酬月額は、上記被保険者台帳の記録から20円とするのが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱い基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

申立期間②について、B社における同僚の供述から申立人が勤務していた

ことは推認できるものの、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同じ昭和 20 年 12 月 13 日に厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚二人は、「入社したのは昭和 20 年の 8 月、9 月頃である。」と供述しており、同社においては、必ずしも入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

また、申立期間②における申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除について B 社に照会したところ、当時の資料が残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、B 社における申立人の被保険者資格の取得日は、厚生年金保険被保険者台帳索引票及び厚生年金保険被保険者台帳によると、昭和 20 年 12 月 13 日と記録されており、これは上記被保険者名簿及びオンライン記録の資格取得日と一致している。

申立期間③について、C 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同じ昭和 30 年 10 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚 3 人のうち 2 人は、「入社したのは昭和 28 年、29 年頃である。」と供述しており、同社においては、必ずしも入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

また、申立期間③における申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除について C 社に照会したところ、当時の資料が残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、C 社における申立人の被保険者資格取得日は、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票及び厚生年金保険被保険者台帳によると、昭和 30 年 10 月 1 日と記録されており、これは上記被保険者名簿及びオンライン記録の資格取得日と一致している。

このほか、申立人の申立期間②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店（現在は、C社D支社）における資格取得日に係る記録を昭和57年3月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年3月20日から同年4月1日まで

私は、昭和56年4月1日にE県にあるA社に入社し、57年3月20日に同社B支店へ転勤となった。転勤先において資格取得日を誤って同年4月1日として届け出たため、空白期間が生じているので、厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社D支社より提出された「厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」、事業主の供述及び雇用保険被保険者記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和57年3月20日に同社本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和57年4月の社会保険事務所（当時）の記録から12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、事業主が保管している「厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書」における資格取得日が昭和57年4月1日となっており、申立てどおりの届出は行っていないと認めていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場（現在は、C社D工場）における資格喪失日に係る記録を平成5年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年3月31日から同年4月1日まで

平成5年4月1日付けで、A社B工場から同社E工場へ転勤した際に、当時の総務担当者が資格喪失日を同年3月31日と誤って届出をしたため、1月の空白期間が発生してしまった。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

F企業年金基金から提出された厚生年金基金加入員資格喪失届、G健康保険組合から提出された健康保険の加入期間の記録、申立人の雇用保険の加入記録及びC社D工場への照会結果から判断すると、申立人が申立期間にA社で継続して勤務し（平成5年4月1日に同社B工場から同社E工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における平成5年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日に係る届出を誤って社会保険事務所に提出したことを認めていることから、事業主が平成5年3月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年3月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年3月から61年3月まで
結婚してから国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきた。記録では昭和58年3月に国民年金を任意脱退しているとのことであるが、脱退した記憶は無く、脱退する理由も無いので、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は、昭和58年3月の時点で、国民年金の任意加入の喪失手続を行った記憶は無いとする一方、申立期間に係る国民年金保険料の納付方法や、申立期間後の第3号被保険者への種別変更手続についての具体的な記憶も無く、当時の保険料納付及び種別変更手続の状況が不明である。

さらに、申立人に係る国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及びA市の国民年金被保険者名簿共に、昭和58年3月19日に国民年金の被保険者資格を喪失した旨記載されており、申立期間は未加入期間となっている上、当該特殊台帳及び市の被保険者名簿の納付記録から、申立人の58年3月の国民年金保険料が、同年5月に還付されていることが確認できるところ、これは、同年3月の保険料について、一旦は納付されたものの、同年同月中に被保険者資格を喪失したことにより同年同月が国民年金の未加入期間となったことを受け、保険料が還付されたものと考えられ、こうした状況からも、申立期間が未加入期間となっていることに不自然な点は見当たらない。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 986

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年11月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年11月から61年3月まで

昭和52年11月に結婚したことを契機として、元義父が私の国民年金加入手続を行った。嫁ぎ先は販売業を営んでおり、国民年金保険料は、最初の2年くらいは元義母が、その後は、私が任されていた店があった町内の婦人会の集金により支払っていた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人又は申立人の元義母が、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人自身は国民年金の加入手続に直接関与しておらず、加入手続を行ったとする申立人の元義父は他界しているほか、申立人の元義母に聴取しても、当時、申立人の保険料納付については全て申立人の元義父に任せていたとするなど、具体的な供述を得ることはできず、加入手続及び申立人の元義母が保険料を納付していたとする期間に係る保険料納付の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、職権により払い出されたものである上、当該記号番号の前後の被保険者の資格取得日等から判断して、昭和63年4月から同年8月にかけて払い出されたものとみられるところ、同年4月の時点で払い出された場合であっても申立期間の大部分が、同年5月以降に払い出された場合であれば申立期間の全てが、時効により保険料を納付できない期間となるほか、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、「婚姻後、2年ほどしてからは、私が任されていた店があった町内の婦人会の集金により、定期的に国民年金保険料を納付していた。」としているが、オンライン記録から申立人の国民年金保険料納付状況をみると、

昭和 62 年 10 月から平成元年 3 月までの保険料を、平成元年 11 月 10 日に過年度納付により、同年 4 月及び同年 5 月の保険料を、同年 11 月 22 日に現年度納付により、それぞれ遡及納付していることが確認でき（平成 9 年 4 月に、昭和 61 年 4 月から平成元年 5 月までについて第 3 号被保険者の特例納付期間となったことを受け、これらの期間に係る保険料については還付されている。）、申立内容に不合理な点がみられる上、こうした納付状況や、上述の国民年金手帳記号番号の払出状況を踏まえると、申立人は、昭和 63 年 4 月から同年 8 月にかけて、職権により国民年金手帳記号番号の払出しを受けたことを契機として、国民年金保険料の納付を開始したものとするのが自然である。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 987

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

昭和36年3月に結婚したことを契機として、国民年金に加入した。その後、最初の2年くらいは市の支所の男性が、それ以降は町内の婦人部の女性が国民年金保険料の集金に来ており、3か月ごとに納付していたと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人には、昭和36年2月17日と61年4月14日にそれぞれ別の国民年金手帳記号番号が払い出されているが、オンライン記録並びに前者の記号番号に係る国民年金被保険者台帳及びA市の国民年金被保険者名簿の記録から、申立期間を含む36年4月から40年9月までの期間に係る国民年金加入記録は前者の記号番号に係るものであること、61年4月以降の国民年金加入記録は後者の記号番号に係るものであること、及び前者の記号番号は平成16年2月に後者の記号番号に統合されたことが確認できる。

申立人は、「昭和36年3月に結婚したことを契機として、国民年金に加入した。」と供述しているが、申立人の昭和36年2月17日に払い出された国民年金手帳記号番号は、申立人の兄二人と連番、かつ、婚姻前の姓で払い出されたものである上、A市の国民年金被保険者名簿も婚姻前の姓及び住所地により作成されていることを踏まえると、申立人の国民年金加入手続は、婚姻前に、その兄二人と同時に行われたものと考えられ、申立人の供述と必ずしも一致していない上、戸籍謄本によると、申立人は同年5月*日に婚姻しているが、申立人が婚姻した時期の前後を含め、申立期間について調査しても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人は、昭和40年4月23日に発行された、36年2月17日に払い出された国民年金手帳記号番号に係る国民年金手帳を所持しているところ、当

該国民年金手帳の昭和 36 年度から 39 年度までの検認記録をみると、いずれも検認記録欄に検認印が押されずに印紙検認台紙が切り離されており、このうち 39 年度については、A 市の検認印とみられる印により割印が押された上で、印紙検認台紙が切り離されているが、これは、当該国民年金手帳が発行された 40 年 4 月 23 日の時点で、39 年度の国民年金保険料については現年度納付対象となることから、当時の現年度保険料に係る収納事務の取扱いに基づき、市において検認印により割印を押した上で検認台紙を切り離したものと考えられ、その時点で、39 年度の保険料は未納であったことがうかがわれる。

さらに、当該国民年金手帳の昭和 40 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料の検認記録欄には検認印が押されているところ、その日付をみると、同年 4 月から同年 6 月までの欄は同年 4 月 28 日、同年 7 月から同年 9 月までの欄は同年 7 月 30 日となっているが、この日付は、A 市の国民年金被保険者名簿の当該期間に係る検認記録欄に記載されている検認日と一致している上、当該国民年金被保険者名簿において、申立人の婚姻に伴う姓及び住所地の変更処理が行われており、その備考欄に、「40. 3. 22 氏名変更 住所変更受付」と記載されている。

以上の状況を勘案すると、申立人は、昭和 40 年 3 月に、国民年金に係る諸変更手続を行い、それを契機として、その翌月の同年 4 月に国民年金手帳の再交付を受けるとともに、同年同月の国民年金保険料から納付を開始したものと考えるのが自然である。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1459

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年8月20日まで

私は、学徒挺身隊としてA市のB社に勤務していたが、終戦となり同社を退職して実家に戻った。記録では脱退手当金が支給されたことになっているが、脱退手当金を受け取った覚えが無いので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されているページ及びその前後3ページに記載されている申立人以外の女性のうち、脱退手当金の受給資格があり申立人と厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日が同一である者45人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、35人について脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち34人が資格喪失後8か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の脱退手当金が支給された時期は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったことを踏まえると、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがう。

さらに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約7か月後の昭和21年4月16日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金を支給した記録が記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがう上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1460

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 1 月から 58 年 3 月 16 日まで

A社に入社してすぐに、本社へ研修に行った。B社には前任の事務の方が辞められたので、代わりに入社した。いつ頃からいつ頃までA社及びB社に勤務していたのか覚えていないが、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が記憶している同僚がA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されていることから、申立人が同社で勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が氏名を挙げた同僚二人のうち一人は、健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名が無く、もう一人の同僚に照会したものの、「申立人のことは知っているが、何年ではなく何か月しか働いてなかったと思う。」と供述しており、申立人の厚生年金保険の被保険者資格の取得状況等について供述を得ることはできなかった。

また、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の役員の連絡先も不明であるため、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立期間に係るA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

一方、申立人が氏名を挙げたB社C支社における申立期間当時の営業所長が同社に係るオンライン記録に記載されていることから、申立人が同社で勤務していたことは推認できる。

しかし、当該営業所長から「申立人は1年ほどパート職員として勤務していたが、当時パート職員は社会保険には加入させていなかった。」との供述が得られた。

また、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について、B社C支社に照会したところ、申立人の勤務については確認できなかった旨の回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった上、申立期間に係る同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び原票には、申立人の氏名は無い。

さらに、B社C支社の健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録によると、申立人は、申立期間において健康保険の被扶養者として認定されている上、国民年金に任意加入している。

加えて、申立人のA社及びB社における雇用保険の加入記録も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1461

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 6 月 20 日から同年 11 月 1 日まで

私は、昭和 35 年 11 月に結婚後、36 年 4 月 21 日から A 社（現在は、B 社）に入社し、38 年 12 月 31 日に退職するまで継続して勤務していた。しかし、年金記録によると 5 か月の空白期間がある。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は A 社に継続して勤務していたとしている。

しかしながら、B 社に照会したものの、当時の資料が無いため不明との回答があり、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について確認できる関連資料や供述を得ることができなかった。

また、A 社において複数回の厚生年金保険被保険者資格を取得している 29 人の被保険者記録を調査したところ、申立人を除く 14 人の従業員についても申立人同様に被保険者期間の欠落がみられ、同社においては、多くの従業員について一時期、厚生年金保険の資格を喪失させていたことがうかがえる。

さらに、上記同僚のうち連絡のとれた同僚に照会したところ、複数の同僚が申立人のことを記憶しているものの、当時の A 社における厚生年金保険の適用に係る取扱い等についての供述は得られなかった。

加えて、A 社の申立人に係る厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、昭和 36 年 4 月 21 日に厚生年金保険被保険者資格を取得、同年 6 月 20 日に資格喪失し、その後、同年 11 月 1 日付けで被保険者資格を再取得した際には、新たに健康保険整理番号及び厚生年金保険記号番号が払い出されており、これはオンライン記録と一致している。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1462

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年12月31日から42年1月1日まで

A社(現在は、B社)において、昭和41年12月分の給料から厚生年金保険料が控除されている。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における雇用保険の加入記録から、申立人の離職日は昭和41年12月31日である上、41年12月分の給与支払明細書において厚生年金欄に厚生年金保険料が記載されていることが確認できる。

しかし、申立期間当時、社会保険事務担当であった同僚に照会したところ、「当時、厚生年金保険料は翌月控除であったと思う。」と供述しているため、申立人が提出した昭和42年1月分の給与支払明細書を見ると、勤務期間が41年12月26日から同年12月30日までと記載されている上、厚生年金欄が空欄となっていることから、申立人は、41年12月分の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないと考えられる。

また、B社に照会したところ、「当時の資料が無く不明である。」との回答があり、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1463

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年4月1日まで

私は昭和17年4月から20年3月までA事業所に勤務していた。65年も経っているのではっきりした記憶ではないが、給料から厚生年金保険料が引かれていたと思う。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A事業所から提出のあった辞令簿記載内容証明書及び申立人が記憶する同僚の供述により、期間は特定できないものの、申立人が同事業所で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A事業所は厚生年金保険の適用事業所として見当たらない上、同事業所に照会したところ、当時の資料が無いため不明と回答しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立人が記憶している同僚に照会したところ、「私は入社した時から厚生年金保険ではなく、共済に入っている。」旨の供述があり、申立人の厚生年金保険の被保険者資格の取得状況等について供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 7 月 1 日から同年 7 月 10 日まで
② 昭和 37 年 8 月 15 日から同年 12 月 1 日まで

私は、昭和 37 年 7 月から同年 12 月まで A 社（現在は、B 社）で勤務していたが、申立期間が空白となっている。会社から証明書をもらったので、申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された B 社発行の証明書には、申立人は申立期間において厚生年金保険被保険者であった旨記載されている。

しかし、B 社に照会したところ、「平成 22 年 6 月に申立人が来て、申立期間当時、厚生年金保険に加入していた証明をしてほしい旨の申し出があり、当時の資料が無い上、当時のことを知っている従業員もいなかったため、申立人の言葉を信じ証明書を作成した。」と回答しており、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立期間において A 社に在籍していた複数の同僚に照会したものの、いずれも申立人のことを記憶しておらず、当時の同社における厚生年金保険の適用に係る取扱い等についての供述は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 4 月 25 日から 61 年 10 月 1 日まで
② 昭和 61 年 10 月 1 日から 62 年 2 月 27 日まで
③ 昭和 62 年 2 月 27 日から同年 3 月 11 日まで
④ 昭和 62 年 3 月 11 日から 63 年 6 月 21 日まで
⑤ 昭和 63 年 6 月 21 日から同年 7 月 11 日まで
⑥ 昭和 63 年 7 月 11 日から同年 9 月 18 日まで
⑦ 昭和 63 年 9 月 18 日から同年 12 月 5 日まで

申立期間に係る給与支給明細書の支給金額と標準報酬月額に相違があるので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人から提出された昭和 61 年 1 月から 63 年 11 月までの給与支給明細書から、申立人が主張するとおり、一部の期間について報酬月額に見合う標準報酬月額が、社会保険事務所（当時）に届け出られた標準報酬月額よりも高額であることが確認できる。

しかし、当該給与明細書に記載されている船員保険料控除額に見合う標準報酬月額は、申立人に係る船員保険被保険者原票に記載されている標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、申立人が申立期間①、②、③、④、⑤、⑥及び⑦に勤務していた各事業所の後継事業所であるA社より提出された申立人の船員保険被保険者台帳によると、申立期間③、⑤及び⑦についての記載は無いものの、記載されている申立人の標準報酬月額記録は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立期間について、標準報酬月額に誤りがあることをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1466

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年から31年までのうちの3年間

申立人が、昭和21年から31年までのうちの3年間、A工事をしていた際には、B社に雇用され、保険は完備していると聞いていたのに厚生年金保険の加入記録が無いのは納得ができないと話していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社に照会したところ、申立人の申立期間に係る工事、勤務実態及び厚生年金保険の適用の状況については、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立期間に同居していた申立人の兄から「学校卒業後、弟は大工の見習いをしてしたが、仕事は毎日ではなかった。大工のところにB社の仕事を請け負っていた^{とび}鳶職の親方が、A工事で働く者を探しに訪ねてきて、毎日仕事もあるということだったのでそちらで働くことになった。その親方の請けた仕事が終了した際に、引き続きC県の方で仕事があるので、一緒に働くよう誘われたため、弟は一緒に行った。」との回答があり、申立人は、B社との雇用関係にはなかったことがうかがわれる。

さらに、B社D支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険整理番号*番(昭和21年1月1日資格取得)から健康保険整理番号*番(昭和32年1月5日資格取得)までを調査したが、申立人の氏名は無く、欠番も無い。

加えて、B社本社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険整理番

号*番（昭和 21 年 2 月 1 日資格取得）から健康保険整理番号*番（昭和 32 年 1 月 1 日資格取得）までを調査したが、申立人の氏名は無く、欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1467

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日まで
私がA社B支店を退職したのは、昭和 58 年 7 月 31 日であったので、申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてA社に照会したところ、「申立人の資格取得・喪失届、賃金台帳等の資料は残っていないが、辞令簿が保管されており、申立人は昭和 58 年 7 月 30 日退職とあるので、申立てどおりの届出を行っていない。また、申立期間に係る厚生年金保険料を社会保険事務所（当時）に納付していない。」と回答があった上、同社の現在の社会保険事務担当者等から、退職日の取扱いについては、申立期間当時は退職日を最終営業日にしていたとの回答があった。

また、C企業年金基金（当時は厚生年金基金）に照会したところ、申立人の資格取得日は昭和 56 年 11 月 1 日、資格喪失日は 58 年 7 月 31 日との回答があり、同基金から提出のあった「厚生年金基金加入員番号払出簿」には、中途脱退年月日「58.7. 31」と記載されていることが確認できる。

さらに、申立人のA社における雇用保険の加入記録によると、昭和 44 年 3 月 4 日資格取得、58 年 7 月 30 日離職となっており、申立期間に係る加入記録は無い。

加えて、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人は、昭和 58 年 7 月 31 日資格喪失していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。